

## 令和8年第3回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和8年3月5日（木）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名		役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	
東部地区	古市		松永 年實	○			
			麻 隆司	○			
			笹本 育司	×			
					松本 武博	○	
	西浦			塩田 勝則	○		
				高橋 寛	○		
				井口 優	○		
						辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長		堀内 利弘	○		
				植野 純央	○		
			吉田 隆美	○			
					吉田 繁	○	
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○			
						尼丁 正寄	×
	高鷲	会長		奥野 晋也	○		
				松本 忠久	○		
	丹比			大谷 章	○		
				小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○	

出席委員 (農業委員 13名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 1名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治  
羽曳野市農とみどり推進課 吉崎弘樹

### 案 件

・報告	第5号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2 件
・報告	第6号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・報告	第7号	農地法第18条第1項第6号の規定による届出について	2 件
・議案	第6号	農地法第3条の規定による許可申請について	2 件
・議案	第7号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1 件
・議案	第8号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	2 件
・議案	第9号	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)策定に係る 意見聴取について	2 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委員

委員

【開会 14:00】

事務局	<p>皆さんこんにちは。 定刻となりましたので、ただ今より令和8年第3回農業委員会定例会を開催させていただきます。 まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立していることをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。</p>
奥野会長	<p>皆さんこんにちは。 3月になりまして、先週ぐらいから雨も多くなりまして、気温の方も若干上がってくるような感じになりまして、農作物にとってもいい状況となりまして、だんだんと春らしい気候を感じるころとなりまして、皆様いかがお過ごしでしょうか。 今般、世界情勢、イランとアメリカ、イスラエルの戦争が勃発しまして、世界的混乱が広がっていますが、日本などの石油輸入国が原油価格、折角ガソリン税が撤廃されて、また油がまた上昇する、ほかの物価高にもつながるような不安な状況となっておりますが、一日も早く戦争が終結するように願いたいと思います。 さて来週13日金曜日ですけれども、南河内地区の農業委員会講習会がリックはびきので開催されます。当番市となっておりますので、できるだけ多くの参加をよろしくお願い申し上げます。 また当日市の職員さんには準備等でお世話かけますがよろしく願いいたします。  それでは、案件の概要の方説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、令和8年第3回農業委員会定例会の案件の概略説明をさせていただきます。</p> <p>まず、はじめに、報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 埴生地区1件、西浦地区1件の計2件です。</p> <p>次に、報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 高鷲地区1件です。</p> <p>次に、報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について 駒ヶ谷地区2件です。</p> <p>次に、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 高鷲地区1件、古市地区1件の計2件です。</p>

事務局	<p>次に、議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 高鷲地区1件です。</p> <p>次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 古市地区1件、駒ヶ谷地区1件の計2件です。</p> <p>次に、議案第9号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)策定に係る意見聴取について 播磨厚味地区、西浦・新町地区の計2件です。 以上 本日までご審議いただきます案件については、報告案件5件、議案案件7件 合計12件となります。 なお、本日欠席の委員は、誉田地区の笹本委員、向野・北方地区の尼丁委員です。 それでは議長よろしく申し上げます。</p>
奥野議長	<p>本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくこと にご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
奥野議長	<p>それでは、本日の議事録署名委員を井口委員と高岡副会長にお願いします。</p> <p>それでは、報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局 より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出で、自分の土地を自分のために 使用するための届出です。</p> <p>1件目です。 位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、野々上二丁目684番1 地目は田 面積は 543㎡ 野々上二丁目684番2 地目は田 面積は0.81㎡ 野々上二丁目685番1 地目は田 面積は 537㎡ 野々上二丁目685番2 地目は田 面積は0.03㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、共同住宅新築です。 現地確認委員は、高岡副会長です。</p> <p>つづいて2件目です。 位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、東阪田185番1 地目は田 面積は366㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、貸ガレーズで、すでに転用済みの案件となっております。 現地確認委員は、塩田委員です。</p>

事務局	<p>なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について問題はございません。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、ご報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。</p> <p>地区委員、他の委員承認よろしくお願ひします。</p> <p>報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>この届出は、市街化区域の農地の権利移転と転用届けとなります。</p> <p>位置図③5条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、高鷲地区です。</p> <p>対象農地は、恵我之荘二丁目49番 地目は田 面積は52㎡</p> <p>譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、露天資材置場です。</p> <p>現地確認委員は、松本忠久委員です。</p> <p>なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について問題はございません。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。</p> <p>地区委員、他の委員承認よろしくお願ひします。</p> <p>報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>これは、小作契約を合意の上、解約した旨を農業委員会に通知するものです。</p> <p>1件目です。</p> <p>位置図④18条通知をご参照ください</p> <p>地区名は、駒ヶ谷地区です。</p> <p>対象農地は、飛鳥107番1 地目は田 面積は908㎡</p> <p>賃貸人と賃借人については議案書のとおりです。</p> <p>解約目的は賃貸人と賃借人が合意解約されたためです。</p>

事務局	<p>現地確認委員は、吉田隆美委員です。</p> <p>2件目です。 位置図④18条通知をご参照ください 地区名は、駒ヶ谷地区です。 対象農地は、飛鳥107番4 地目は田 面積は26㎡ 賃貸人、賃借人については議案書のとおりです。 解約目的は賃貸人と賃借人が合意解約されたためです。 現地確認委員は、吉田隆美委員です。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたので、ご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第18条第6項の規定による通知について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2件ご説明させていただきます。 本件は、農地の権利設定を行うものです。</p> <p>1件目です。 地図の⑤3条許可をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 申請地は、恵我之荘二丁目87番 地目は 田 面積は644㎡です。 設定人、被設定人は、議案書のとおりです。 権利の種類については、使用貸借権で、期間は2年間となっております。 申請地は、市街化区域にある農地です。 現地については、住宅地に囲まれており、保全されており作付け可能な状態です。 被設定人については、松原市で農家の農地でお手伝いされて、水稻など10年間経験をつまれています。また、お手伝いされている農家から今回、耕作されることについて、推薦状を得ています。 予定作物は水稻となり、機材は、トラクター、田植え機、コンバイン、耕運機を各1台所有されています。 年間の従事日数は160日、通作距離も家から15分ほどで、営農計画上問題はないと判断いたします。 現地確認委員は松本忠久委員です</p> <p>2件目です。 地図の⑥3条許可をご参照ください 地区名は、古市地区です。 申請地は、羽曳野市川向60番6 地目は田 面積は572㎡ 羽曳野市川向61番2 地目は田 面積は116㎡です。</p>

事務局	<p>設定人、被設定人は議案書のとおりです。  権利の種類については使用貸借権です。  期間は5年間です。  申請地は、市街化調整区域にある農地です。  現地については、市街化調整区域内で周辺は農地が広がっています。  借り手の方は、申請地の隣接を昨年を同じく農地法の3条の手続きにより所有され  ブドウの作付けを行う予定の方です。本申請は農地として耕作されていないことも  あり、借りられることになりました。当局には、使用貸借の契約書写しと、予定作物  のブドウについて、以前経験を積んでいた農家より、推薦状を提出されています。  機材も揃えられており、通作距離も問題ありません、現地は耕作されていないので  雑草がしげっておりますが、保全整備され計画どおり進めていかれるものと判断い  たします。  現地確認委員は松永委員です。  説明は以上です。以上2件についてご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
奥野議長	1件目の高鷲地区の農地法第3条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	<p>3月2日の月曜日に現地を確認いたしました。  現地は草刈りをされており耕作ができる状態になっています。農地を借りられ  る方について、事務局から、市外で農家の方の手伝いをされ、経験を長年積ん  でおられる方と聞いております。  またその農家の方からここを耕作されることに問題ないとの推薦状を提出さ  れていると聞いています。よって今後も農地を計画的に耕作されていくことと  思われるので問題ないと考えています。以上です。</p>
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	<p>異議がないようですので、1件目の高鷲地区の農地法第3条の規定による許可  申請について原案どおり可決決定いたします。  2件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可申請についてについて、地元  委員いかがですか。</p>
地元委員	<p>昨日現地確認をしてきました。この土地は今年の9月に3条の許可申請があ  って承認された68の土地の北側と西側にかぎ型で接しておりまして、昨日  見てきたときは草も刈っていまして、前に購入された土地にビニルハウスが  建設されていまして、周りもきれいになっておりまして、問題はないと思  います。</p>
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	<p>異議がないようですので、2件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可  申請について原案どおり可決決定いたします。</p> <p>議案第7号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてについて、事務局より説  明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>議案第7号相続税の納税猶予に関する適格者証明について これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明です。</p> <p>地図⑦適格者証明をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 適用農地は、羽曳野市島泉一丁目 地目は田 面積は641㎡のうち550.7㎡ 羽曳野市島泉一丁目 地目は田 面積は1,801㎡ 羽曳野市島泉一丁目 地目は田 面積は836㎡のうち797.6㎡</p> <p>被相続人、相続人は議案書のとおりです。 相続開始年月日は、令和7年7月3日となります。 申請地は近鉄高鷲駅から北西に位置しており、周辺は宅地が進んでいる市街化区域内にあります。申請人は亡くなられた父の農地を相続され、機材も引き継いで今後も耕作されるとの事。 現地の状況はいずれも耕運機で耕されており、また一部は露地野菜を植えられていました。耕した農地も水稻などされる計画です。農業機材についても農業倉庫があり耕作に必要なものは揃っているとの事。 現在の状況からは、相続人は引き続き農地を適正に続けられると判断します。 現地確認委員は奥野会長でございます。 説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
奥野議長	高鷲地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地元委員いかがですか。
地元委員	3月3日に現場確認してきました。 市街化区域内の生産緑地農地できれいに耕作された農地でございます問題はないかなと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	<p>異議がないようですので、高鷲地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明については原案どおり可決決定いたします。</p> <p>議案第8号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、2件説明させていただきます。</p> <p>羽曳野市長より農用地利用集積等促進計画(案)に係る認可要件について意見聴取がありましたので、本定例会にて意見を求めるものです。 1件目です。地図⑧利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地は、古市1720番 地目 田 面積 633㎡ 古市1721番1 地目 田 面積 565㎡ 古市1722番1 地目 田 面積 643㎡ 古市1723番 地目 田 面積 750㎡ 以上4筆となります。 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですの</p>

事務局	<p>で、ご参照ください。</p> <p>案件につきましては更新案件となります。利用権の期間が終了を迎えたため更新を行うものです。</p> <p>権利の設定は使用貸借権となります。</p> <p>期間は、令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間となります。</p> <p>現地の状況は、市立石川プラザ南側に位置しており、転借人はこの地区で利用権設定にて農地を借り、耕作をされている方で露地野菜などを作付されており耕作地としては現在良好な状態であります。土地の所有者とも更新することで合意されており、今後も同じ計画に沿って耕作されるものと判断いたします。</p> <p>2件目です。地図⑨利用権設定をご参照ください。</p> <p>地区名は、駒ヶ谷地区です。</p> <p>申請地は壺井284番 地目は畑 面積は1,176㎡</p> <p>利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。</p> <p>権利の設定は使用貸借権となります。</p> <p>期間は、令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間となります。</p> <p>申請地は、壺井地内の農地が一団となって広がる市街化調整区域内にあります。</p> <p>転借人は、法人で主にイモ類を作付けし販売まで行っています。</p> <p>近隣市町村においても耕作の規模を広げておられ、当市においても同利用権にて農地を借りておられます。</p> <p>現地の状況は、耕作されておらず、雑草が茂っておりますが、草刈りが終わればまた耕作される状況となります。</p> <p>主な予定作物はサツマイモ、タマネギで3人の従事者で年間260日間従事されます。</p> <p>以上、計画通り今後とも耕作されるものとして判断しております。</p> <p>現地確認委員は吉田繁委員です。</p> <p>説明は以上となります。2件ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	<p>この件につきまして2月27日に現地確認をさせていただきました。</p> <p>事務局から報告がありました通り、耕機もされております。転借人につきましても周辺で奥の面積を耕作されている方でございますので、引続き良好な状態で農地を使用していただけると思っておりますので、この件につきましては問題ないと考えております。</p> <p>以上です。</p>
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。

地元委員	3月2日に現地確認に行きまわってまいりまして、少し草は生えているんですけども地元の方に聞いたんですけども、所有者の方がここを貸すと言葉を交わしていたので間違いはないと思うんですけど土地に関しては、あと、今後見守っていきたいと思います。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。  議案第9号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定に係る意見聴取について事務局から説明をお願いします。
農とみどり推進課	羽曳野市農とみどり推進課の吉崎です。 ただいまより農業経営基盤強化促進法の第19条第6項の規定に基づく意見聴取をさせていただきます。この意見聴取は令和5年度、6年度と意見聴取させていただき、今回は播磨厚味地区、西浦・新町地区の分を御委員会にお願いします。 地域計画のおさらいになるんですけども、地域計画とは地域農業者の方々が行政と一緒に集まって地元の座談会を開催して地域農業の将来の在り方を明確にして計画化するというものとなっております。  〈各地区の地域座談会の状況写真をスクリーンモニターで説明〉  本日の意見聴取は、これらの内容について地域農業者の意見や担い手の意向が適切に反映されているか、審査や検討を行った上で、御委員会から案について承諾を得たいと考えております。 それでは説明してまいりますのでよろしくお願いいたします。  まずは播磨厚味地区の地域計画案をご覧ください。 播磨厚味と聞くと委員の皆様の中には聞き馴染みがないと思いますが、羽曳野市の字で言いますと川向の地域となります。地域では播磨厚味が通称であるため、計画名も播磨厚味で策定しております。  それでは上から順に説明してまいります。 策定年月日はまだ策定できていないため、日付は空白となっておりますが、今年度末までに策定しなければいけないため、令和8年3月31日を予定しております。 更新年月日は、今回は更新ではありませんので空白となっております。 この目標年度といいますのは、十年後を指しますので令和17年度を記入させていただきます。 市町村名は羽曳野市で市町村コードは、羽曳野市は27221と決まっておりますのでこのように記載させていただきます。 地域名は播磨厚味地区となっております、かつこの地域内農業集落名といいますのは農業用センサスの集落名を記載してくださいと注意書きは書いてありますので、農業用センサスで播磨厚味地区、すなわち川向地区をセンサスで表しますと確

<p>農と みどり 推進課</p>	<p>井と古市北と古市東の集落名を三つまたいでできている地域となっておりますので、ここの地域内農業集落名は碓井・古市北・古市東となっております。 ここまでにつきましては次に説明させていただきます、西浦・新町地区についても同じような内容となっております。</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方について説明いたします。 一番最初の区域内の農用地等面積につきましては、播磨厚味地区の農用地等面積いわゆる播磨厚味地区の農地の面積は18.2haとなっております。この18.2haは別添にあります目標地図をご覧になっていただきたいのですが、黒枠内で囲ってある農地すべての面積が18.2haとなっております。18.2haはこのエリア内の農地の着色してある農地の面積が18.2haということ、計画内では示していません。18.2haの根拠は農地台帳から登記地目及び現況が田と畑いわゆる農地のみを抽出した数値となっております。 18.2haのうち、田んぼと畑を分けた内訳が、田んぼの面積が17.8ha、畑の面積が0.4haと播磨厚味地区ではほとんどが田んぼということが農地リストで判明しました。 順番が前後しましたが、①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積というのは農振法に基づく農用地のことをさしておりますので、播磨厚味地区においては農用地は存在しないため0haとなっております。 ④の区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計については前年度播磨厚味地区において実施しましたアンケート調査から規模を縮小したい及び離農したいと回答した方が所有する面積を集計した数値となっております。 ④番の根拠はアンケートから引っ張ってきております。 ⑤の区域内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計については後に説明しますが3ページ目の4の地域内の農業を担う者一覧の表から差し引いた数値となっております。ここについては後ほど説明させていただきます。</p> <p>下の参考、区域内における70歳以上の農業者の農地面積の合計についてですが、様式では70歳と定まっております。本市では農林水産省のホームページの農業従事者の平均年齢を超える者と区別するため70歳に設定しております。 アンケート調査結果より70歳以上の農業者の耕作面積を集計した結果、8.5haであり、そのうち後継者がいないと回答した者の農地面積の合計は4.5haでした。 アンケート調査では、後継者がいる、いない、わからない、と3択の選択肢を設けておりましたが、この4.5haの数値の根拠としましては、不明の分は計上してなく純粹にいないと回答した方みの面積を計上しております。 繰り返しますが、1の(1)につきましては、農地リスト及びアンケート調査から得た根拠を基にここの数値を記載しています。 この設問に関して、ご意見・ご質問はありますでしょうか。</p> <p>それでは、次の項目に参ります。 (2)地域農業の現状及び課題 ここから先は先ほどお伝えした地域の皆様が話し合いの結果を記載しております。 (2)につきましては播磨厚味地区農業における現状と課題、(3)につきましては将来の在り方、次のページに移りまして、また順番が前後しますが、3農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置については、先ほどの(2)</p>
---------------------------	--

農と  
みどり  
推進課

将来の在り方の具体的な方針について記載しております。  
これらの設問に関して、ご意見・ご質問はありますでしょうか。  
今ご質問がなくても、最後にまた質疑応答の時間を設けますのでよろしくお願い致します。

それでは、次の項目に参ります。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について説明します。

こちらの項目については今後誰にどのようにして農地を集め利用していくかを問われている内容となります。播磨厚味地区の農地については、認定農業者、認定新規就農者などの中心経営体及びこれらを目指す者、そして新規参入者に優先的に集積、集約すると記載しております。また播磨厚味地区では中心経営体となる担い手が不足していることから中心経営体となれる者の受入れを促進することもここに記載しております。

ここでおさらいなんですけども、中心経営体の定義の確認ですが、中心経営体とは地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の事を指します。一般的に認定農業者や認定新規就農者がこれにあたります。さらに播磨厚味地区農業者と農業委員会や大阪府みどり公社といった関係機関を通じて情報や意見の交換を行いつつ、さらに集約化した農地の状態の貸借利用を進めていくということもここに記載しております。ここまでの内容が(1)となっております。この(1)というのは次に説明いたします西浦・新町地区についても地域名は異なっておりますが、方針の内容は同じとなっております。

次に(2)担い手に対する農用地の集積に関する目標について説明いたします。

ここでは%を表すことになっておりまして、播磨厚味地区の現状の集積率は7%となっております。この7%の算定方法は、播磨厚味地区の農地は18.2haに対し、3ページ目の4の地域内の農業を担う者一覧、こちらの左側の現状の合計面積1.2haを全体の面積18.2haで割って四捨五入を含めた数値となっております。

1.2ha割る18.2haで、百分率で表しますと今の現状の集積率が7%となりますので7%と記載させていただいております。

右記の目標とする集積率40%は、本市の基本構想において認定農業者等が農用地の利用に占める割合の面積目標が本市の計画内41%に設定されておりますので、播磨厚味地区を除いた古市地区や駒ヶ谷地区などのこれまでに策定した計画の平均の%を含めて41%にするようになっておりますので、平均を鑑みて40%とさせていただいております。

最後に、地域内の農業を担う者一覧については認定農業者、認定新規就農者及び大阪版認定農業者が耕作している、今後10年後までに耕作する箇所も含めた圃場を地図に落とし込み、氏名を一覧に記載しなければなりません。播磨厚味地区において、大阪版認定農業者は存在しませんでした。認定農業者及び認定新規就農者は8名存在し、8名の現在の耕作面積と経営作物をこちらに記載させていただいております。これらの8名の耕作地の圃場を示したのが別添の地図になります。

先ほどの8名はAからHとアルファベットで記載されており10年後に耕作する箇所も含めた位置を地図に落とし込んで個別に着色しております。ここで見ていきたいのが一覧の左側の現状と右側の10年後の部分と比較するということになるんですけど

農と  
みどり  
推進課

現状の合計は1.2haとなっておりまして、10年後の合計面積は1.6haと数字に違いが出ております。これらのことから播磨厚味地区においてアルファベットGの●●氏とHの●●氏につきましては、●●氏は現在0.1haで営農されていますけれども、10年後までに0.4haと農地対策を、農地を0.3ha分引き受けるとなっております。

同様に●●氏も現在の経営規模は0.1haですけれども、10年後までに規模拡大されることを確約されており、0.2ha、0.1ha農地を引き受けることになる。

合計で0.4haをこちらの担い手が10年後までに引き受けるということがこの表で確認できます。

こちらの0.4haという数字が先ほど見ていただきました表の地域計画区域の状況の⑤区域内において農業を担う者が引き受ける意向の農地面積の合計を記載することとなっているので、こちらの0.4というのは1.6引く1.2からはじき出した数値となっております。

以上で播磨厚味地区の地域計画案の説明は終わります。

次は西浦・新町地区の計画案に移ります。

西浦・新町地区の地域計画案について説明いたします。

冒頭については先ほど説明しましたため、省略させていただきます。

念のため地域名だけ確認をお願いします。今回の計画名は西浦・新町地区となっておりまして、西浦・新町地区は農業用センサスでも位置図は西浦と新町となっておりますので、ここは西浦・新町で記載させていただいております。

1 地域における農業の将来の在り方について説明させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、ここの数字の根拠につきましても播磨厚味地区と同様、農地リストとアンケートから得た情報を基に得た数値を記載しております。

西浦・新町地区における農地の面積の合計は20.5haとなっております。

この20.5haはどの分かと申し上げますと、別添にあります地図、黒枠内で囲っている黒枠内の着色している農地の合計が20.5haとなっております。さらに20.5haのうち田の面積と畑の面積を分けるとこのようになっており、田の面積が20.4ha、畑の面積が0.1haとなっております。西浦地区も播磨厚味地区と同様、田の面積が多いことが判明しております。

西浦・新町地区においても農業振興地域のうち農用地区域等の農地面積というのが西浦・新町地区においても農用地という面積がありませんので0haとなっております。

4番につきましては、アンケートから得た情報で、規模縮小、離農したい方の農地の面積の合計が1.7haとなっておりまして、ここにつきましては最後に説明させていただきます。参考の区域内における70歳以上の農業者の農地面積の合計というのが、西浦地区では70歳以上の農地面積が6.2haとなっておりまして、純粋にアンケートで後継者がいないと答えた面積の合計が1.4haとなっております。

ここの数値の算出根拠につきましては播磨厚味地区と同様となっております。

ここまで皆様何かご質問やご意見等はありませんでしょうか。

(2)の地域農業の現状及び課題、(3)の地域における農業の将来の在り方、さらに3農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためにとるべき必要な措置につき

農と  
みどり  
推進課

ましては、播磨厚味地区と同様に地域農業者の方々が話し合った内容を記載させていただきます。

2の農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標なんですけども、(1)につきましては、先ほどの播磨厚味地区と同内容を記載しております。(2)担い手の%ですけども、出し方は播磨厚味地区と同じなんですけども、計算の方法が少し異なっております。

まず次のページの担い手の一覧表をご覧になっていただきたいのですが、西浦・新町地域におきましては中心経営体、担い手が4名存在しております、そのうちの2名がこのCの●●氏とDの●●氏は大阪版認定農業者となっております。この大阪版認定農業者は先ほどの播磨厚味地域では存在しなかったのですが、西浦・新町地域においては2名の方が存在している形となっております。

ここで算定方法について説明させていただきますが、0.8を全体の20.5で割った数値がこの現状の集積率になるということが先ほど説明させていただきましたが、国から大阪府を通じて指示がありまして、大阪版認定農業者は中心経営体ではありませんので大阪版認定農業者の面積は%に計上しないと指示があったため、計画内では0.8%となっておりますがCの●●氏とDの●●氏は大阪版認定農業者であるため集積率には計上していません。あくまで集積率に計上するのは認定農業者及び認定新規就農者の方の面積を合計することとなっているので、西浦・新町地域においてはAの株式会社●●●●とBの●●さんだけの0.2haで%を計上することと大阪府から指示がありますので、0.2haを全体の20.5haで百分率にした数字が1%となっております。

右記の目標とする集積率につきましては、西浦・新町地域につきましては他の地域と比べ中心経営体が少ないので、かつ本市のすべての計画内の平均で41%にしなければならないため、担い手がいる地域と比べてやや少し低めの設定にさせていただきます。

また補足なんですけども、大阪版認定農業者はこの属性には該当しないので、その他の属性は利用者ということにしまして、備考欄に大阪版認定農業者と記載させていただきます。

こちらが西浦・新町地区の目標地図となっております。

農地を利用されている認定農業者、認定新規就農者、大阪版認定農業者を含めると、Cの●●さんが一番広く農地を持っていて営農されていることが確認できます。

そして現状と10年後を比べますと、現状の合計値が0.8haで10年後も0.8haで数字が同じということから今回マッチングという結果を含めまして、西浦・新町地区から担い手が引き上げる面積が0ということが確認できますので、こちらの5番の所に0haという内容を記載させていただきます。

私からの説明は以上になります。

播磨厚味地区及び西浦・新町地区の地域計画案につきまして何かご意見やご質問はありますでしょうか。

なければこちらの内容で市長に回答してよろしいでしょうか。

奥野議長	1件目の播磨厚味地区の地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、播磨厚味地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。  2件目の西浦・新町地区の地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦・新町地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。
奥野議長	これもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 15：05】